

篠栗町競争入札心得書

(目的)

第1条 篠栗町（以下「町」という。）が執行する建設工事及び当該建設工事に附帯する測量、調査、設計等の業務委託並びに物品の購入その他の契約に係る一般競争入札（篠栗町競争入札参加資格者名簿に登録された者以外の者が参加する一般競争入札をいう。）、一般競争入札（条件付き）（篠栗町競争入札参加資格者名簿に登録された者のみが参加する一般競争入札をいう。）及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合における電子入札その他の取扱いについては、篠栗町財務規則（平成10年規則第6号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この心得書の定めるところによるものとする。

(入札保証金等)

第2条 一般競争入札又は一般競争入札（条件付き）に参加しようとする者は、入札執行前に、見積金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保（以下「入札保証金等」という。）を町に納付又は提供しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部の納付若しくは提供を要しない。

- (1) 一般競争入札又は一般競争入札（条件付き）に参加しようとする者が保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証券を提出する場合
- (2) 篠栗町競争入札参加資格者名簿に登録された者が参加する場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合
- (3) 篠栗町競争入札参加資格者名簿に登録された者以外の者が参加する場合において、過去2年間に国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上履行したことを証明する文書（履行完了日が確認できる履行証明書や完了承認通知書等）を提出し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合
※種類を同じくする契約とは、「入札公告」又は「入札情報公開システムの発注情報」に記載された対象案件の業種と同じ業種の契約を指す。
※規模を同じくする契約とは、入札しようとする見積金額の概ね80%以上の契約金額の契約を指す。

※町での履行が確認できる場合は、提出は不要とする。

- 2 入札保証金等は、落札者に対しては契約保証金に充当する場合を除き契約締結後、落札者以外の者に対しては入札終了後にこれを還付する。
- 3 落札者が、契約を締結しないときは、入札保証金等は町に帰属する。

(入札等)

第3条 入札参加者は、仕様書、図面、現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、現場等について疑義があるときは、指定された期日までに入札質疑書を提出することができる。

2 入札参加者は、入札公告又は指名通知書に示した方法で入札するものとする。

3 落札者の決定に当たっては、入札された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約額とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムにおいて入力すること。

※当該入札に係る契約の消費税等額について

税法の改正による税率の変更に伴い、変更後の税率が適用される契約案件は、変更後の税率により課されることとなる消費税等額分における契約金額の変更を行う。

4 入札参加者は、建設工事その他内訳書の提出を求められた案件の入札に際し、内訳書を提出しなければならない。

(入札の辞退)

第4条 入札参加者は、入札までの間において、入札辞退届を提出することにより、自由に入札を辞退することができる。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 入札参加者は、談合情報等があった場合には、町の事情聴取等に協力しなければならない。

5 本条第1項から第3項に該当する場合又は該当する疑いやおそれが払拭できないとされた場合は、入札を無効とすることがある。

(入札の延期又は取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 指名競争入札において、入札参加者が2人に達しないときは入札を取りやめるものとする。

3 天変地異その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。

(無効の入札及び失格)

第7条 次の各号の一に該当する場合は、その入札を無効とする。

(1) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者又は虚偽の申請を行った者がした入札

(2) 所定の日時までに入札されないとき。

(3) 明らかに談合等によると認められるとき。

(4) 建設工事その他内訳書の提出を求められた案件の入札に際し、入札金額に対応した内訳書の提出がないとき。

(5) その他入札に関する条件に違反し、その入札が無効であると認めるとき。

2 次の各号の一に該当する場合、その入札(参加者)を失格とする。

(1) 予定価格を事前に公表した入札において、入札金額が予定価格の制限を超える入札

(2) 最低制限価格を設定し、事前に公表した入札において、入札金額が最低制限価格を下回る入札

(3) その他入札に関する条件に違反し、その入札が失格であると認めるとき。

(落札者の決定)

第8条 入札を行った者のうち契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 最低制限価格を設けた場合においては、前項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度の入札)

第9条 開札をした場合において、各人の入札のうち前条の規定による落札者がいないときは、再度の入札(以下「再度入札」という。)を行うので、開札の日時に連絡がとれるようにしておくこと。

- 2 無効な入札をした者及び最低制限価格を設けた場合において当該競争入札に参加した者のうち、最低制限価格に満たない価格の入札をした者は、再度入札に参加することができない。
- 3 再度入札の執行回数は1回とする。
- 4 再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約を行うことができる。

(同一価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

(契約保証金等)

第11条 落札者は、契約書の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保(以下「契約保証金等」という。)を納付又は提供しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部の納付又は提供を要しない。

- (1) 落札者が、保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 落札者から委託を受けた保険会社が、篠栗町と工事履行保証契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、当該保険会社はその証券を提出する場合
- (3) 篠栗町競争入札参加資格者名簿に登録された落札者が、過去2年間に、国(独立行政法人等を含む。)又は地方公共団体とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上履行したことを証明する文書(履行完了日が確認できる履行証明書や完了承認通知書等)を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

※ただし、建設工事に係る契約を除く。

※種類を同じくする契約とは、「入札公告」又は「入札情報公開システムの発注情報」に記載された対象案件の業種と同じ業種の契約を指す。

※規模を同じくする契約とは、対象案件の契約金額の概ね80%以上の契約金額の契約を指す。

※町での履行が確認できる場合は、提出は不要とする。

(入札保証金等の振替)

第12条 町が必要と認めた場合には、落札者に還付すべき入札保証金等を契約保証金又は契約保証金等の一部に振り替えることができる。

(契約書の提出)

- 第13条 落札者は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して原則として7日以内に契約書を町に提出し、契約を締結しなければならない。ただし、篠栗町議会の議決を要する契約については、仮契約を締結するものとする。
- 2 前項ただし書きの場合については、篠栗町議会の議決後、その旨を落札者に通知したときに本契約となるものとする。
- 3 落札者が第1項に規定する期間内に契約又は仮契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。
- 4 請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、当該工事の掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後1箇月以内に、町に提出しなければならない。
- 5 請負者は、対象の建設工事及び建設工事に附帯する測量、調査、設計等の業務委託について、必要に応じて CORINS、TECRIS 又は PUBDIS の実績登録を行うこと。

(その他)

- 第14条 入札をした者は、入札後、この心得書、仕様書、図面、契約書の案、現場等についての不明を理由として異議を申し出ることとはできない。
- 第15条 諸般の事情（指名停止要件該当、その他町の過失によるもの等）により、落札決定を取り消すことがあっても、町は損害賠償の責めを一切負わないものとする。